

NEW

区民会館の集会室等を 営利目的で利用できるようになります

区民集会施設のさらなる有効活用を図るため、7月1日以降、各区民会館の集会室等を営利目的で利用できるようになります。併せて、施設の使用目的等に応じた使用料等に関する規定を見直します。

せたがやイーグレットホール(世田谷区民会館)(世田谷区民会館別館を除く) = 文化・国際課 ☎6304-3427 FAX 6304-3710
 前記以外の施設 = 総合支所地域振興課(世田谷) ☎5432-2835 FAX 5432-3032、北沢 ☎5478-8045 FAX 5478-8004、玉川 ☎3702-1636 FAX 3702-0942、砧 ☎3482-2001 FAX 3482-1655、烏山 ☎3326-9376 FAX 3326-1050 31028

区議会副議長を紹介します

2月18日、令和8年(2026年)第1回区議会定例会で、副議長に福田たえ美氏が選ばれました。



副議長 福田たえ美氏(公明)▶

区議会事務局 ☎5432-2779 FAX 5432-3030

NEW

4月1日から妊婦に対する RSウイルス定期予防接種を開始します

接種日時時点で区内に住民登録のある妊娠28〜36週6日の妊婦の方 指定医療機関

予診票の郵送等詳しくは、区HPをご覧ください。
 担当/世田谷保健所感染症対策課



世田谷区予防接種コールセンター
 ☎03-5432-2437 FAX 03-5432-3022 29776

5月までコンビニ交付手数料が1通10円です(戸籍証明書を除く)

証明書はお近くのコンビニで 転入・転出の多い3〜4月は、窓口が大変混雑します

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニで各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・納税証明書、戸籍証明書)をお取りいただけます。*マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。

コンビニ交付の利用方法等、詳しくは区HPをご覧ください。
 担当/住民記録・戸籍課



せたがやコール 149

世田谷区公契約条例における 「労働報酬下限額」を改定しました

区では、世田谷区公契約条例で、区が事業者と結ぶ契約(公契約)について、予定価格が一定額以上の場合に事業者が労働者へ支払うべき報酬の下限額「労働報酬下限額」等を定めています。条例は、これらの取組みにより、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、地域経済の活性化、区民福祉の向上を図ることを目的としています。

4月1日以降に締結する契約に適用します。事業者には、入札公告や契約手続きの際にお知らせします。

●改定後の労働報酬下限額

対象契約	労働報酬下限額
工事契約のうち、予定価格3000万円以上のもの	①都の公共工事設計労務単価(令和8年(2026年)3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(ただし、公共工事設計労務単価の85%が②を下回る場合は、②の額とする。) ②見習い・手元・年金受給等の調整労働者は設計労務単価の軽作業員比80%相当額 ③51職種以外1時間あたり1610円
工事契約以外の契約(不動産、賃貸借を除く)または指定管理者協定のうち、予定価格2000万円以上のもの	1時間あたり1610円

経理課 ☎5432-2965 FAX 5432-3046 8039

大学生が運営する 若者の身近な居場所を利用しませんか

●あいらす(昭和女子大学の学生が運営) 8951

小学5年生〜24歳までの女性
 月・木曜原則午後3時30分〜8時(祝・休日、年末年始を除く)
 三軒茶屋分庁舎5階(当日会場へ)

●たからばこ(日本大学文理学部を中心とした学生が運営) 8952

小学5年生〜中高生世代
 第1・3水曜午後5時〜8時、第2・4・5水曜午後3時〜8時(いずれも祝・休日、年末年始を除く)
 岡さんのいえTOMO(上北沢3-5-7)(当日会場へ)

共通事項 小学生が午後6時以降に利用する場合、保護者の方の承諾と送迎が必要です。
 区子ども・若者支援課 ☎5432-2585 FAX 5432-3050

ゴーゴーリーダーズegg新規メンバーの募集

内容/火起こしやキャンプ等野外活動を中心に、やりたいことに挑戦するグループ活動

中高生世代で月1・2回程度の活動に参加できる方



詳しくは、ホームページへ▶

池之上青少年交流センター ☎3413-9504 contacts@ikesei-s.com

(仮称)世田谷地域青少年交流センター 若者検討会メンバーの募集

内容/令和10年(2028年)に新たに開設する同センターの機能や内装デザイン等の検討

区内在住・在学・在勤の中学生〜39歳
 5月14日(木)、5月28日(木)いずれも午後6時〜8時(予定)ほか
 ※12月まで、月1・2回程度実施。

場STKハイツ(太子堂4-3-1)
 申区HPからオンライン手続き 4月15日まで 申込者多数の場合は抽選20人程度

区子ども・若者支援課 ☎5432-2585 FAX 5432-3050
 31507

青少年交流センター若者運営委員の募集

内容/同センターの運営についての意見表明やイベントの企画等

区内在住・在学・在勤の中学生〜大学生世代で月1回程度の活動に参加できる方

申問へ電話・FAX(記入例3面。生徒・学生は学校名・学年も明記)

区青少年交流センター(希望丘) ☎6304-6915 FAX 6304-6916、池之上 ☎3413-9504 FAX 3419-0889、野毛 ☎3702-4587 FAX 6809-8739)